

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業

予算額 7,500千円

1. 対象装置

県内登録の営業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る）に新たに導入する、国の先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援の対象装置と同一とします。

（注）詳細は、メーカー・販売店等にてご確認ください。

2. 助成額

1台あたり取得価格（税抜き）の1/8で25,000円を限度

3. 対象期間

令和3年2月1日から令和4年1月31日までに導入が完了し、支払いが終了（割賦又はリースの場合は契約が完了）する装置とします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、令和4年1月31日までに助成金を請求してください。

（添付書類）

- ・装着車両内訳書
- ・装着証明書
- ・装着車両の車検証の写し
- ・請求明細書、領収書の写し

（割賦の場合は割賦販売契約書、リースの場合はリース契約書の写し）

5. 助成条件

- ・茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない中小企業者の会員とします。

（入会以降に導入した装置を対象とします）

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとします。

- ①資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
 - ②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・ 助成台数は、会費請求台数を限度とします。